

農業を経営する皆様へ

平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする

「収入保険」が始まります！



農業で新しい品目の導入、販路拡大などにチャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよねー。



大丈夫、収入保険にまかせてください！



自然災害や鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



収入保険は様々なリスクから 農業経営を守ります！！

様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。

どのくらいの補てんになるの？



規模拡大などを反映した基準収入の試算ができます！

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます(※)。

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の農業収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。



掛金はいくらくらいなの？



農業共済・ナラシ対策などの類似制度との掛金や補てん金の比較ができます！

基準収入1,000万円の場合、初年度は32.5万円です(※)。

(掛捨ての保険料7.8万円(保険料率1.08%)、掛捨てではない積立金22.5万円、事務費2.2万円)

(※)掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。保険料と事務費は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がります。
(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら⇒
<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



<全国連問合せ先> TEL : 03-6265-4800 mail : syunyhoken@nosai-zenkokuren.or.jp

収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

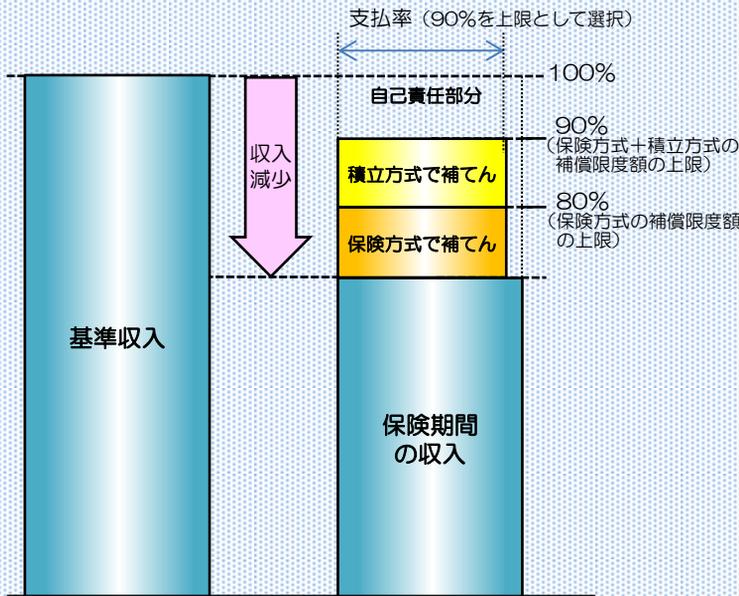
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
(補償限度)

(支払率)

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せができます。
- 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- 保険料（掛金）率は、1.08%です。
また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。
- ・ 保険金の受取りがあれば、被害率の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

(※5年以上の青色申告実績がある場合)



過去5年間の平均収入（5中5）を基本

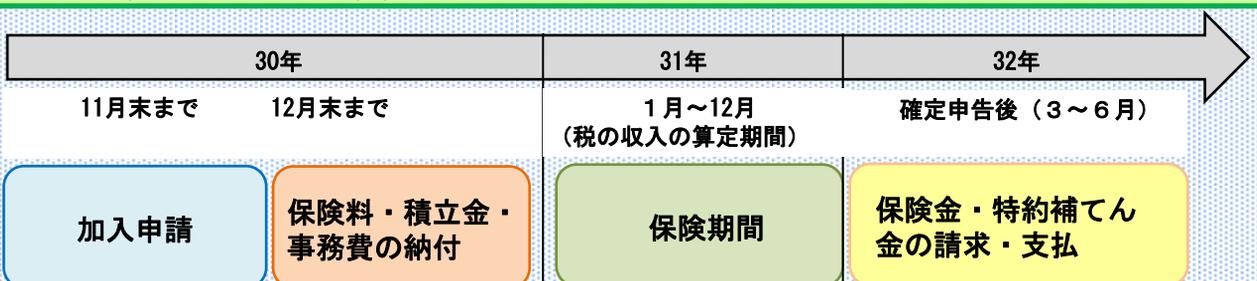
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

(注: 補償限度80%の場合)

収入保険の全体スケジュール (個人の場合のイメージ)



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

収入保険に関する相談窓口

- 収入保険について、加入条件や補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問い合わせください。



問合せ窓口および連絡先	管轄区域
本所 〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340 TEL：048-645-2141 Eメール：honsyo@nosai-saitama.jp	埼玉県下一円
中部統括支所 〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1 TEL：049-235-8711 Eメール：tyubu.tou@nosai-saitama.jp	中部統括支所は、下記管轄区域のほか、東松山支所・上尾支所を統括する。 川越市・ふじみ野市・三芳町・富士見市・所沢市・入間市・狭山市・飯能市・日高市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鶴ヶ島市
東松山支所 〒355-0035 東松山市大字古凍28-1 TEL：0493-22-0655 Eメール：matuyama@nosai-saitama.jp	東松山市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・鳩山町
上尾支所 〒362-0005 上尾市大字西門前523-1 TEL：048-779-6911 Eメール：ageo@nosai-saitama.jp	戸田市・蕨市・草加市・さいたま市（岩槻区を除く）・志木市・新座市・朝霞市・和光市・川口市・上尾市・伊奈町・桶川市・北本市・鴻巣市（旧川里町を除く）
北部統括支所 〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322 TEL：048-533-8030 Eメール：hokubu.tou@nosai-saitama.jp	北部統括支所は、下記管轄区域のほか、本庄支所・秩父支所を統括する。 熊谷市・深谷市・寄居町
本庄支所 〒367-0046 本庄市栄3-8-20 TEL：0495-21-0255 Eメール：honjyo@nosai-saitama.jp	本庄市・美里町・神川町・上里町
秩父支所 〒368-0013 秩父市永田町1-8 TEL：0494-22-0647 Eメール：titibu@nosai-saitama.jp	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
東部統括支所 〒361-0012 行田市大字下須戸913 TEL：048-559-1588 Eメール：toubu.tou@nosai-saitama.jp	東部統括支所は、管轄区域のほか、宮代支所・越谷支所を統括する。 行田市・鴻巣市（旧川里町）・加須市・羽生市
宮代支所 〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1 TEL：0480-32-1015 Eメール：miyasiro@nosai-saitama.jp	さいたま市（岩槻区）・春日部市・久喜市・白岡市・蓮田市・宮代町・幸手市・杉戸町
越谷支所 〒343-0011 越谷市増林2-82 TEL：048-965-7251 Eメール：kosigaya@nosai-saitama.jp	越谷市・八潮市・松伏町・吉川市・三郷市

農林水産省経営局保険課
 TEL：03-6744-7147 mail：syunyu-hoken@maff.go.jp

全国農業共済組合連合会
 TEL：03-6265-4800 mail：syunyu-hoken@nosai-zenkokuren.or.jp
 (ホームページ：http://nosai-zenkokuren.or.jp/)



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！